

に過ぎず」また「確証を提示できない推測を含む」ことを繰り返して断られているのに加えて、評者は、漢律・魏律・晋律ともに散佚した現況では「規制内容から切り離された篇目は任意的な記号に過ぎ」ないため、各篇の規制内容を直接検討するのに必要な律の本文と同時代史料を見出せない以上、この問題の是非を如何ともしがたいと思うからである。

著者の検討は、「魏律序略」のなかで魏律の五篇・十三篇・十八篇の篇目数を見事に整合させる。しかもそこに提示された「刑名不算入説」の発想法が『晋書』刑法志に見える晋律の篇目数の整合にも有効であることは、「魏律序略」のみを根拠とするこの検討結果の蓋然性の高さを示している。しかしこの整合的な説から引き出された魏律十八篇・律九章は従来の常識とかけ離れた篇目体系からなる。とくに評者は、少なくとも晋以降に継続して篇目に名を連ねており、それが単行律にせよ法典のひとつにせよ、存在して不思議ではない「捕」と「戸」が『魏律序略』にその内容の痕跡すら見当たらないことがどうしても気にかかる。たとえば滋賀氏が提唱し著者が否定する「囚律解消説」は囚律に規定される法内容がどのように継承されたかをめぐる議論である。ところが捕律と戸律に規定されるような法内容は『魏律序略』のどこにも言及されていないように見える。『魏律序略』は三国魏の劉劭「律略論」五巻の孫引きから引用された可能性が著者によって指摘されており、その伝承にも律家の整理と推敲・輯収の影響がないとはいえない。『唐六典』と『魏律序略』の二者択一から得た、より良い史料

であるにせよ、引用された『魏律序略』がすべて信頼に足るという証拠もまた必ずしも見当たらないように思われる。このような理由もさておき、新旧二説の律九章・魏律十八篇の間あまりにも大きな差異が生じていることから、評者を含む読者は、一方がより整合性の高い説であっても、どちらを漢律・魏律の真実のすがたとして受け入れるかに二の足を踏まざるを得ないというのが正直なところではないであらうか。

なお著者が結びに換えて述べられた法典の形成に関する展望については本評にとりあげなかった。すでに著者には法典の形成が注釈書を伝承する律家の学によって果たされることを実証する用意があるように見受けられ、今後発表されるその成果が新たに論評を受けるべきと考えたからである。この点お詫びしておきたい。(石岡 浩)

上田 信著「封禁・開墾・弛禁——清代中期江西における山地開發」(『東洋史研究』六一巻四号)

清代中期の中国は「盛世」と呼ばれる繁栄を謳歌した。この繁栄の要因の一つは人口の増大であり、それは山間部における商品生産や開墾により支えられた。しかし山間部の商品生産や開墾は土壤流出という環境劣化を伴うものでもあった。この結果、まず山間部において社会経済上の行き詰まりを見せ、これが十八世紀末の嘉慶白蓮教徒の乱の一因となった。そしてこの乱を契機に繁栄は終息し、以後、清末の混迷状態へと転がり込

んでいくことになる。

清代において、十八世紀半ばから十九世紀半ばまでの一世紀とは、以上のような繁栄から混迷への長期変容のプロセスとして位置づけられる。本論文の著者上田信氏は、このプロセスを把握するために、既に「システム論的な視点を導入」（一一六頁）し、「生態環境の領域を視野に納める」（一一七頁）研究を行ってきた（前者は「史的システム論と物質流——十八世紀中国森林史のために」（『史潮』三十八号、一九九六年）など、後者は『森と緑の中国史——エコロジカル・ヒストリーの試み』（岩波書店、一九九九年）など）。しかし著者によると、「これは變容を理解しようとする道程のなかばにすぎない。さらに先に進むためには、この變容のただ中に生きた人々がこの變容をどのように認識し、どのように對應してきたのかを明らかにする必要があ」（一一七頁）り、この見地からの研究の成果がすなわち本論文である。具体的にいえば、本論文は、「環境そのものもつ知覚情報に着目」（一一七頁）し、江西省の山地を題材にして、封禁・開採・弛禁の三極の中で揺れ動く対応および論調を支えた知覚システムにつき、行政手法との関連で説明するものである。

評書
「一 封禁山」では、銅塘山における封禁の変遷について、明代正統年間から乾隆初期までを概観する。明代正統年間の反乱の後、治安維持を目的として設置された山地開発を全面的に禁止する封禁は、清代にも引き継がれた。しかしその間、封禁の解除を巡って議論があり、順治十年と雍正三年に治安維持の

面から封禁を継続する旨の提案がなされ、皇帝が裁可している。そして乾隆七年に山地開発を促す上諭が下されると、銅塘山に關しても乾隆九年に、江西巡撫離任直後の陳弘謀が、本地主義（現地住民の資力と労力を用いる）に基づいて、開発を積極的に推し進める開採を上奏した。

「二 開採論」では、陳弘謀の開採論の形成と展開について、江西巡撫時代とその後に着任した陝西巡撫時代を比較することで説明する。陳弘謀は、江西と陝西の両省において、官僚制末端の知州・知県に対し、山地情報を巡撫までもたらすことを指示する一方、具体的な対策の立案およびその施行を促した。しかし江西と比較して陝西では詳細な報告を義務づけるとともに、自らもそれに基づき具体的な指示を与えた。陝西巡撫時代の陳弘謀は、山地開発を森林資源の活用により産業として成立させることと位置づけしており、ここより彼の開採論とは山地の恒産化であると理解できる。

「三 封禁から弛禁へ」では、銅塘山における乾隆初期から同治期までの封禁の変遷を概観する。陳弘謀の開採論が却下された後、乾隆十九年に広信知府が実地調査を行い封禁策の再確認を求めたが、これは陳弘謀の本地主義の有効性を疑問視するものであった。そして乾隆二十一年の実地調査を踏まえた江西巡撫胡寶瑑の上奏も、広信知府の議論を反映して封禁の徹底化を図るものであった。しかし上からの封禁策は持続が困難であった。嘉慶期の広信知府は、封禁はすでに形骸化し、土着有力者がなし崩し的に開発を行っているとして、現状を踏まえて、

山地流入を消極的に容認する弛禁を提案した。しかしそれは対処療法的であり恒産化の視点が欠如する点で開採論とは異なるものであった。そしてこの弛禁論も受け入れられないまま事態は深刻化し、同治期までに多くの人が封禁区域内に流入して人口は六、七千人に達した。こうした事態を踏まえ、同治八年に現状追認の形で封禁が解除された。

「四 生態環境と知覚」では、銅塘山における封禁が失敗した理由を、陳弘謀と胡寶瑒の見解の相違、および九嶺山の封禁との比較より明らかにする。まず前者について、陳弘謀は「刻々と變化する事態に即應できる官僚機構を組織」（一三七頁）し得たことで銅塘山に開採可能性を見出し得たが、胡寶瑒は「上意下達でしか動かない標準的な官僚機構しか持てなかつた」（一三七頁）ことから封禁の必要性しか感知し得なかつた。そして胡寶瑒の路線が継続されたことで、結果的に非合法のなし崩しの開発が進み、現状追認の弛禁を将来させてしまったとする。また後者については、銅塘山と類似の経歴を持ちながらも封禁を維持し得た九嶺山の事例と比較し、どちらも封禁地域内の税糧を「均攤（県全体に割り当てて負担する）」したものの、銅塘山では「税糧負擔者の意識を「公議」と呼ばれるような共通の認識にまで高められなかった」（一四〇頁）ことが失敗の理由であったとする。

ところで本論文で考察する「封禁」について、著者によると、特定地域の開発を禁止することから単純に環境保全と評価されることが多かった。しかし著者は、生態環境が有する知覚情報

に着目し、その価値が当時の人々に知覚されることで、恒産化を目指す開採や、逆に経済的利益を放棄して経済外的な価値を保持する形の封禁が選択可能であったことを論証した。そして特に後者に関して、「均攤」こそが可視化されない生態環境の価値を社会的に顕在化させ、社会において共通認識を作り出す仕組みになり得たと指摘する。以上の内容は、従来の「封禁」理解に比べて格段に説得力を有するものであり、本論文は環境史研究において高く評価されるべきである。そしてまた、「生態環境史の研究は、自然と人間との関係を、その歴史的文脈から切り離すことなく検討するものでなければならぬ」（一四一頁）という指摘も、まさに当を得たものと考えられる。

しかしながら、開採や封禁の実現にあたり生態環境の知覚を要することは著者が指摘する通りだとしても、その論証過程がやや不十分ではないかと評者には感じられた。すなわち本論文の内容に即して言えば、銅塘山において実質的成果の得られる開採や封禁が実現可能な選択肢として存在していたのか、これを論文構成に引きつけて言えば、結論は妥当であるもの、それを導くにあたって十分な論証を経たのかという点について、評者はやや懐疑的である。

まず開採であるが、これは陳弘謀の開採論が実質的な成果を収めたか否かが鍵となる。これについて著者は、陝西省における山蚕飼育を念頭に置いていると考えられる。さて開採が成果を収めたと言い得るためには、山地の恒産化が必要要件となる。そして恒産化は、継続しても環境破壊をもたらさないことと採

算が確保されることの二つの要素より構成される。これを踏まえて、著者が山蚕飼育について検討する論文「中国における生態システムと山区経済——秦嶺山脈の事例から」（本論文註十七所掲）を見ると、「陳宏謀の山蚕振興事業は、ある程度の成果を上げた」（同前一二二頁）としながらも、「山蚕業が経済的に採算がとれていたのか否か、陳宏謀は何も語ってくれない」（同前一一三頁）とあるのみで、採算性についての論証はなされていない。この論文の後半で著者が論証するように、乾隆中期以降の山蚕業の衰退原因が生態学的な環境以外に求められるとしても、それはそれ以前の山蚕業について採算が確保されていたことを意味しない。そして陳弘謀の政策により陝西省の広範囲で山蚕飼育が行われたとしても、採算性についての明確な論証がなされない以上、これをもって恒産化とみなすことはできない。従って、陳弘謀の開採論が実質的な成果を収めたかについては、なお論証を要する事項であると言わざるを得ない。

封禁については、九嶺山が銅塘山と類似の経歴を持つにもかかわらず、正反対の結果が生じたことに着目して比較しているが、評者には両者の本来的な差異も看過できないと感じられた。その代表的なものが領域的な差異である。すなわち、九嶺山は基本的に新昌県内に収まる小規模なものであるが、銅塘山は江西省内だけでも上饒・広豊二県に跨る大規模なものである。公議というものを考えても、小規模で一県に収まればその県でまとまることは容易であらうが、大規模で両県に跨る場合は、県単位でまとまらない分、より困難になるのではなからうか。そ

して封禁が成果を収めるにあたって公議の形成が重要であるとすれば、両者の本来的な差異を踏まえた上での詳細な比較検討が必要とならう。

以上、開採にせよ封禁にせよ、本論文の論証はなお十分ではなく、もう一步踏み込んだ考察が必要であるように感じられた。およそ歴史学は限られた史料で論証しなければならぬため、評者の見解は無いものねだりに過ぎないのかもしれない。しかし、論文の主旨は説得力があるだけに、論証もまた同様に説得力があるものを望みたいというのが評者の率直な感想である。

なお最後に、以上のことと若干関連するが、論文形式や史料読解に関して、論文の主旨とは直接関係しない部分において多少の粗さが見受けられた。それぞれ一つのみ言及すると、前者に関しては、本文で註十八および三十三が欠落している。後者に関しては、九嶺山での紛争について「彭朝七などは：律に照らして斷罪された」（一三九頁）と述べるが、著者が引用する「(同治)新昌縣志」卷八、分汛によると、按察使の上行文には「彭朝七等、本應以違禁科罪、但念愚民無知犯法、：量予重杖」とあり、それに対する巡撫批にも「彭朝七、本應重處、姑念愚民無知誤認、從寬姑依擬發落」とあるように、律に照らし断罪されていないことは明白である。（鈴木 秀光）

木庭 顕著『デモクラシーの古典的基礎』

一 本書は、前著『政治の成立』（以下前著として引用）に続